

現在、浄化槽は休止中です

浄化処理ができないため

トイレや流しは使用できません

もし、そのまま使用すると……

- ◆汚水や汚物が処理されず外に流れ出しますので、周囲の環境に多くの影響があります。
- ◆消毒剤がなく、菌やウイルスなどが流出します。
- ◆法律で罰則が定められています。

使用再開には必ず下記の 手続きをお願いします

①浄化槽点検業者への連絡

連絡先：

②浄化槽使用再開届の提出

連絡先：倉敷市合併浄化槽設置推進室

(〒710-8565 倉敷市西中新田640)

Tel：086-426-3583